

第86回 徳島県新型コロナウイルス感染症対策本部会議

(徳島県新型インフルエンザ等対策本部会議)

日 時：令和5年2月7日（火）
午後4時から

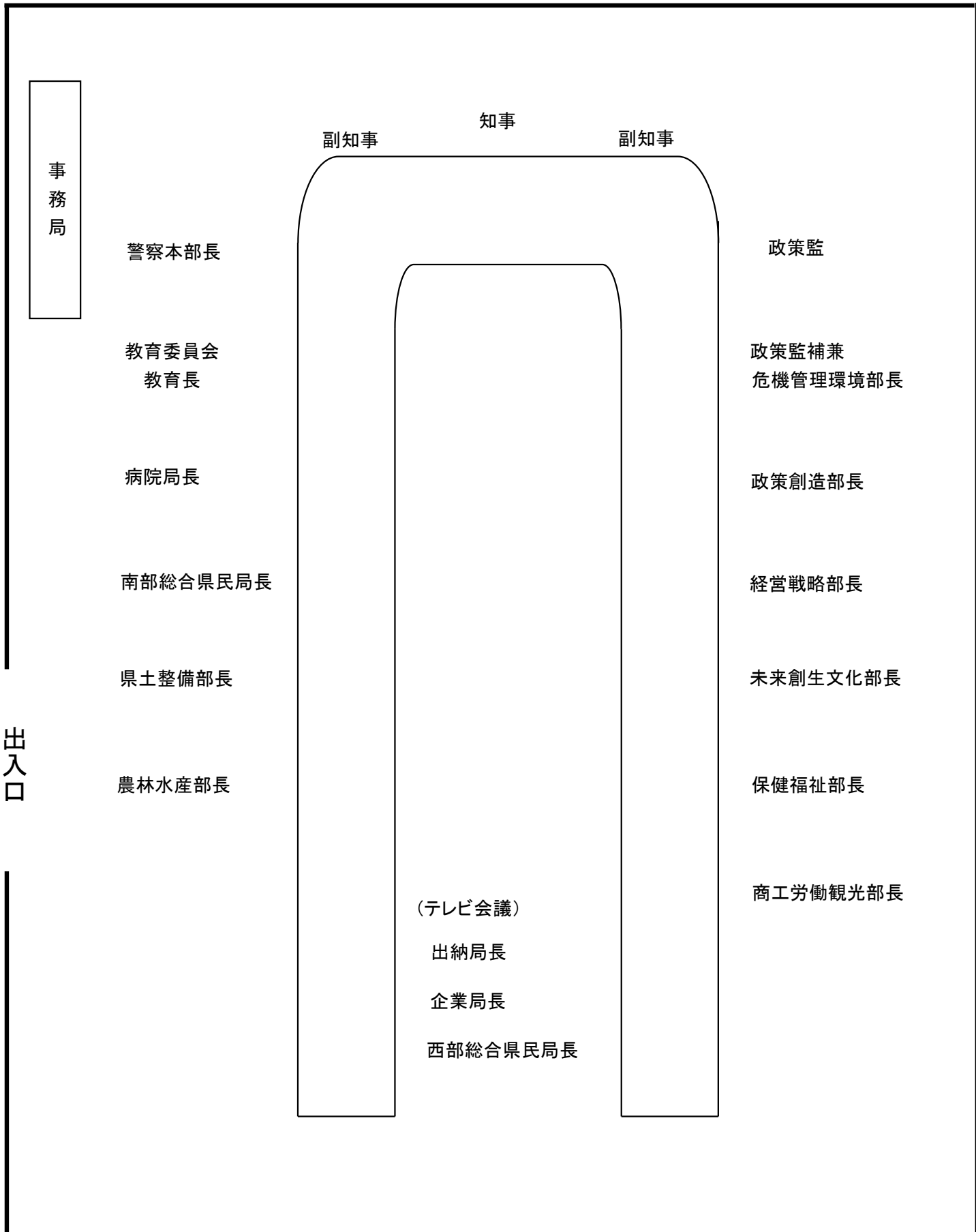
場 所：県庁3階 特別会議室

◎協議事項

- ・とくしまアラート等について

徳島県新型コロナウイルス感染症対策本部会議 配席図

令和5年2月7日(火)

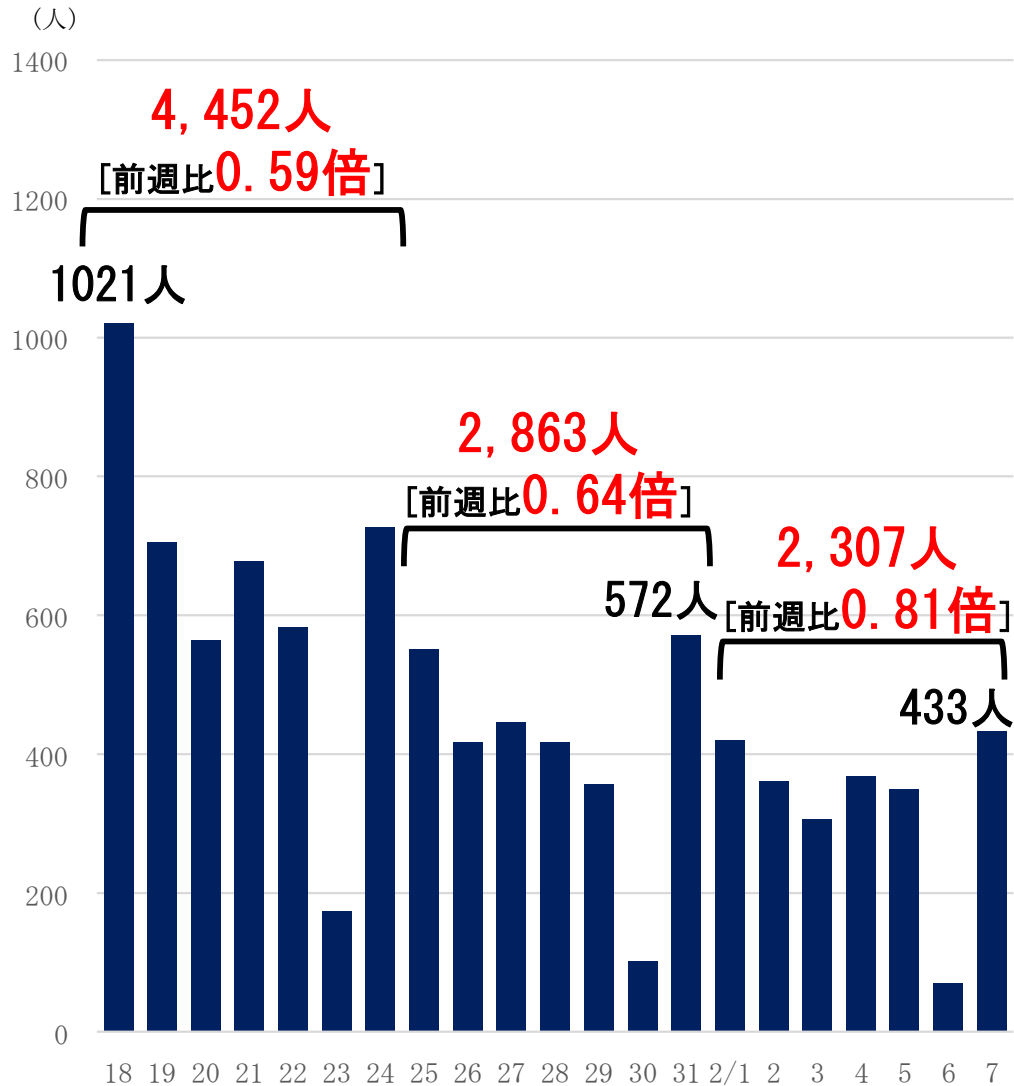


新規陽性者数及び最大確保病床・重症者用病床使用率の推移

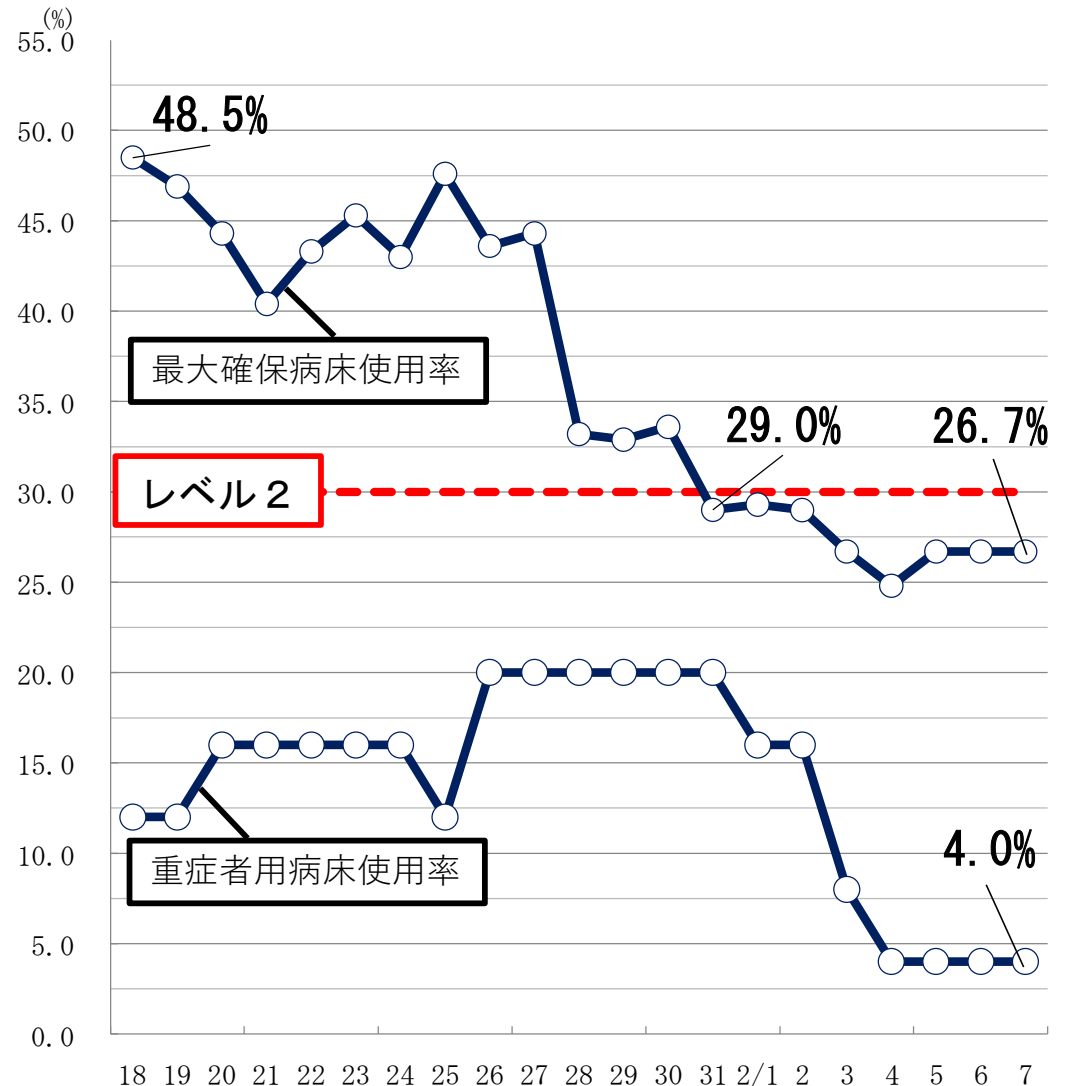
資料 1

- 新規陽性者数は、3週間連続で、今週先週比「1」未満
- 最大確保病床使用率は、1/3 1以降、「とくしまアラート レベル2」の基準未満で推移

「新規陽性者数」の推移



「最大確保病床・重症者用病床使用率」の推移



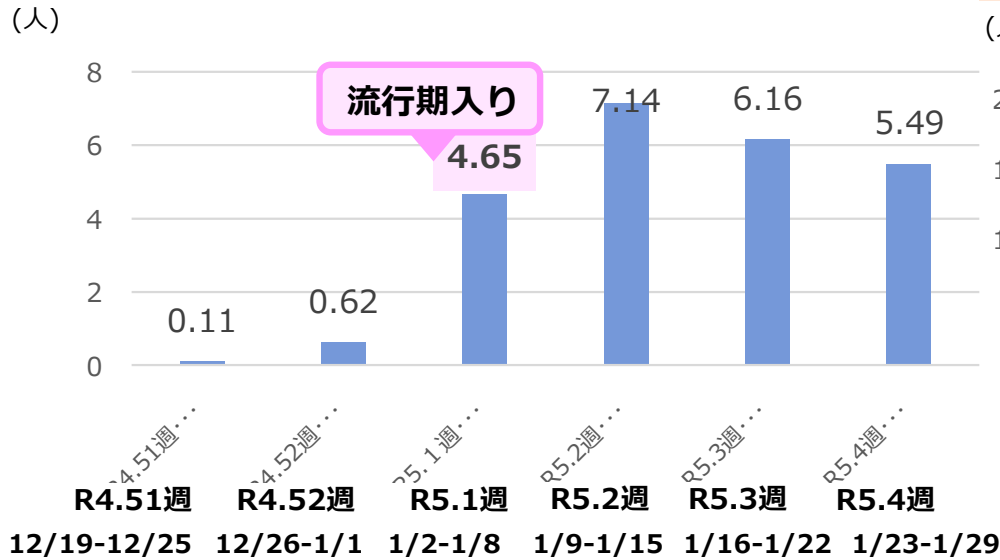
季節性インフルエンザの流行状況について

資料 2

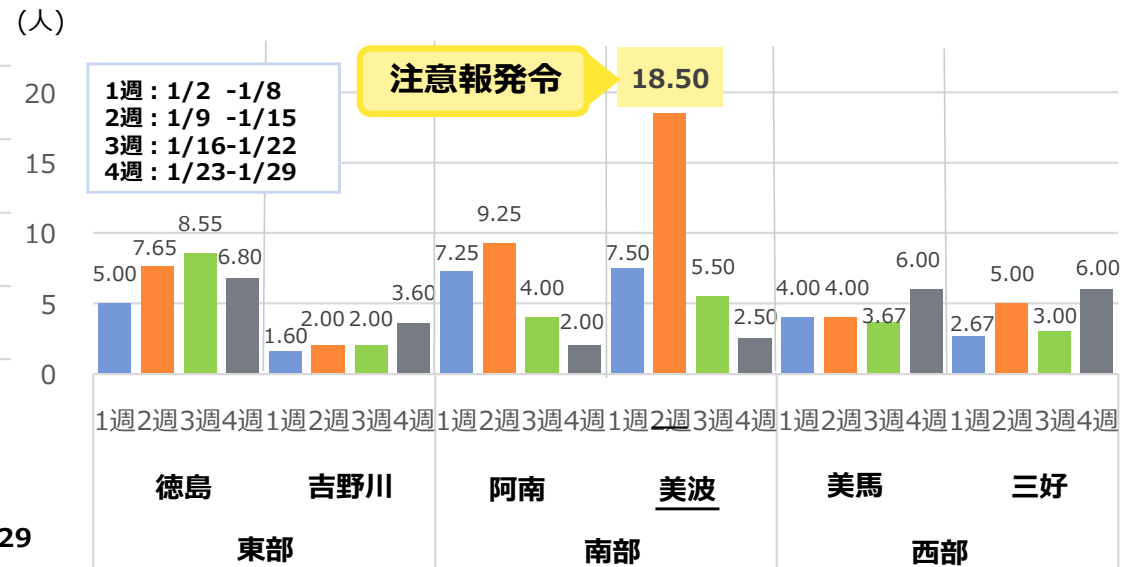
1月2日から8日までの1週間において、定点医療機関あたりの報告数が「**4.65人**」と3シーズンぶりに流行期に入り、その後も流行が継続している。

令和5年2月2日現在

定点医療機関あたりの報告数の推移



保健所別定点医療機関あたりの報告数の推移



※県内37箇所のインフルエンザ定点医療機関からの報告により算出 流行期：1人以上、注意報：10人以上30人未満、警報：30人以上

年齢階級別の患者数について

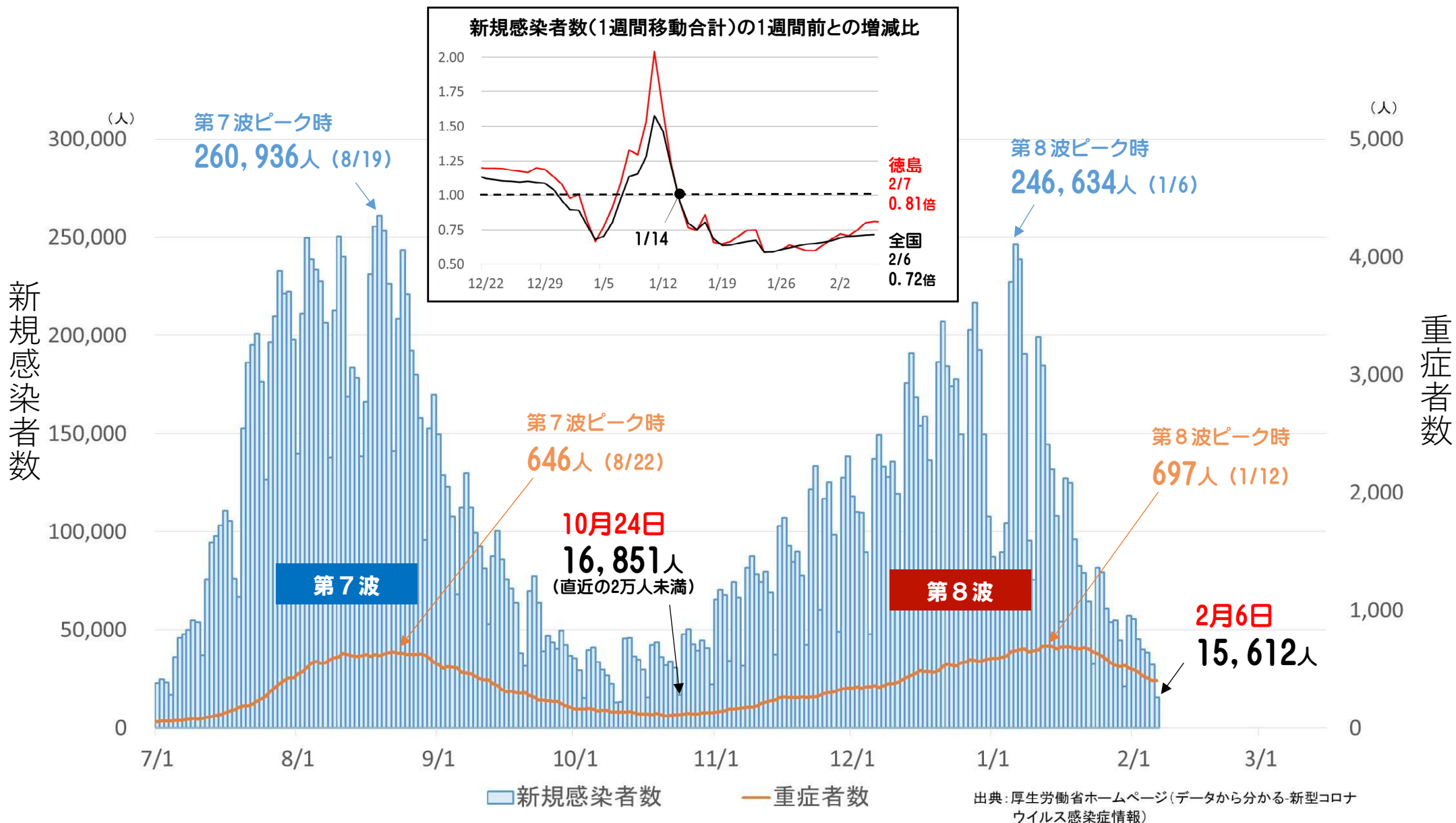
令和5年2月2日現在

- 1月23日から29日までの1週間に報告された患者数は、「203人」
- 就学児童・生徒の年代にあたる「**5歳から19歳以下**」の患者が「117人」と約半数を占める。

年齢	0~4	5~9	10~14	15~19	20~29	30~39	40~49	50~59	60~69	70~79	80~
患者報告数	45	74	30	13	1	16	12	3	3	5	1
割合 (%)	22.2	36.5	14.8	6.4	0.4	7.9	5.9	1.5	1.5	2.5	0.4

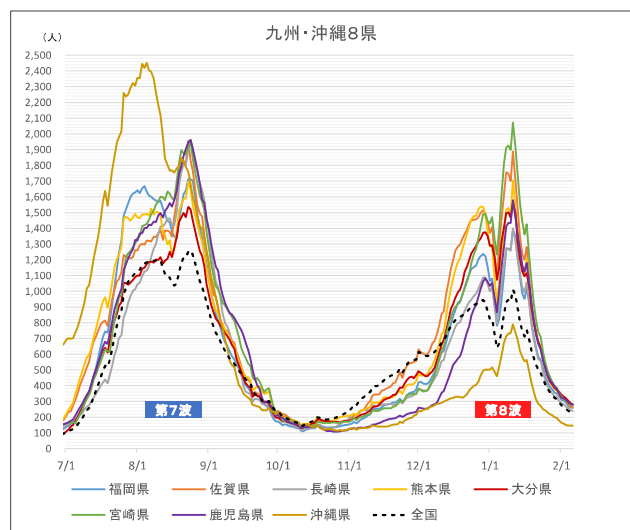
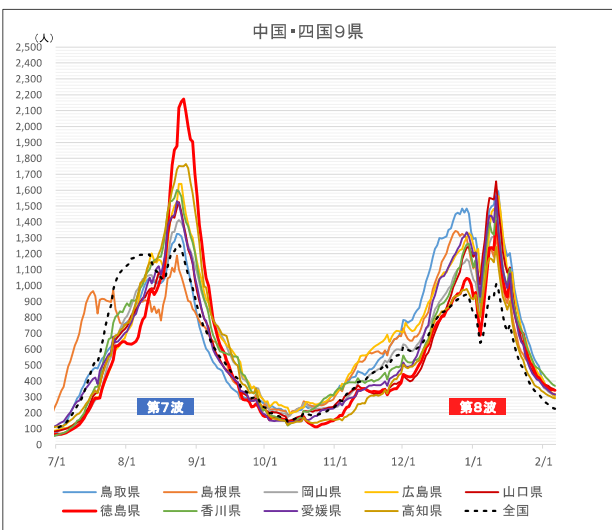
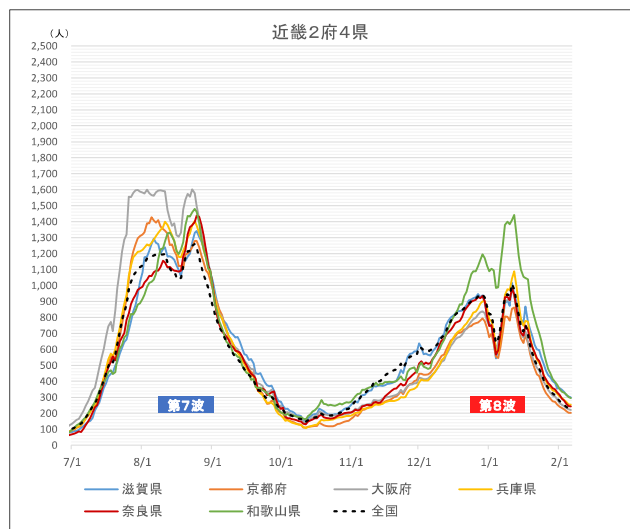
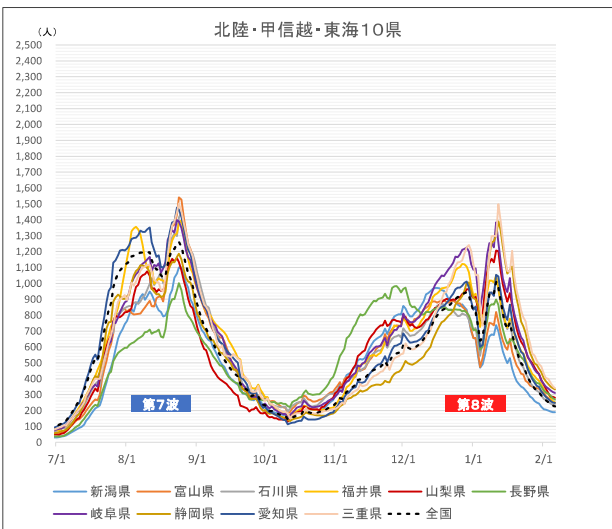
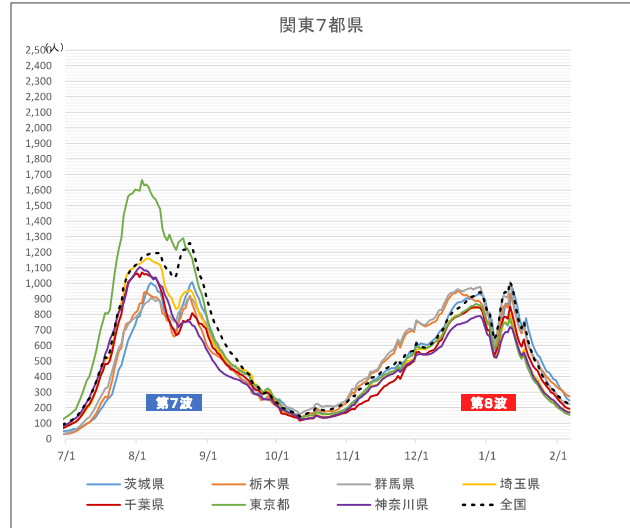
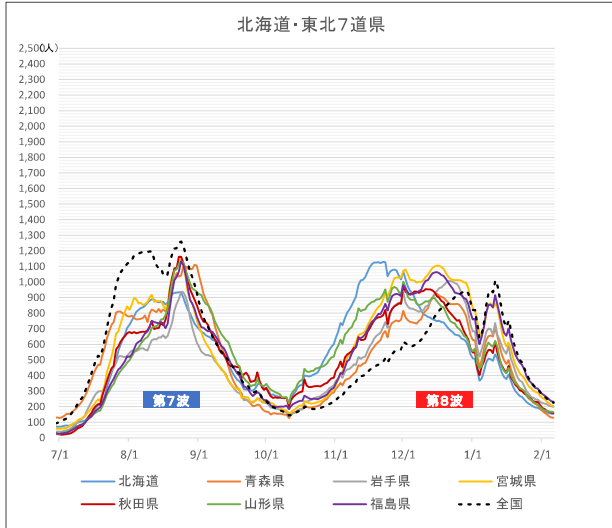
全国の新規感染者数・重症者数推移

資料 3



全国の新規感染者数は、105日ぶりに2万人を下回るとともに、1週間前との増減比においても、1月14日以降、24日連続で「1」未満で、減少傾向が継続している。

- 新規感染者数は、全ての地域で減少傾向にあるとともに、全都道府県で、今週先週比が「1」を下回る状況が続いている。



出典:厚生労働省ホームページ(データから分かる-新型コロナウイルス感染症情報)

全国の感染者数・レベル分類

凡例 **徳島** 感染者数が過去最多の場合 → 赤文字
 2023/2/6 公表分

全国合計
 15,612

北海道
 365

アラートレベル「1」の都道府県	1道	2.1%	(1/47)	(ピーク時:0都道府県)
アラートレベル「2」の都道府県	42都道府県	89.4%	(42/47)	(ピーク時:40都道府県)
アラートレベル「3」の都道府県	4県	8.5%	(4/47)	(ピーク時:7県)
医療ひっ迫防止対策強化地域	1県	2.1%	(1/47)	(ピーク時:2県)

青森 82	
秋田 68	岩手 97
山形 87	宮城 334

佐賀 91	福岡 445		山口 268	島根 109	鳥取 133	兵庫 743	京都 249	福井 71	石川 125	富山 88	新潟 269	福島 237		
	熊本	大分										群馬	栃木	茨城
長崎 124	228	203	広島 794	岡山 393	滋賀 150	岐阜 322	長野 291	山梨 135	203	294	734	埼玉 696	千葉 630	
鹿児島	宮崎	愛媛 185	香川 135	大阪 930	奈良 103	三重 577	愛知 590	静岡 944	神奈川 1054	東京 1105				
248	128	高知 90	徳島 69	和歌山 233										

沖縄
 163

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更等に関する対応方針について

令和 5 年 1 月 27 日
新型コロナウイルス感染症対策本部決定

1. 新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけ

- 「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけについて」（令和 5 年 1 月 27 日厚生科学審議会感染症部会）を踏まえ、オミクロン株とは大きく病原性が異なる変異株が出現するなどの特段の事情が生じない限り、5 月 8 日から新型コロナウイルス感染症（COVID-19）について、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号。以下「感染症法」という。）上の新型インフルエンザ等感染症に該当しないものとし、5 類感染症に位置づける。
- なお、位置づけの変更前に改めて、厚生科学審議会感染症部会の意見を聴いた上で、予定している時期で位置づけの変更を行うか最終確認した上で実施する。
- 今後、オミクロン株とは大きく病原性が異なる変異株が出現するなど、科学的な前提が異なる状況になれば、ただちに対応を見直す。

2. 感染症法上の位置づけの変更に伴う政策・措置の見直し

- 新型コロナウイルス感染症が新型インフルエンザ等感染症に該当しないものとされたことに伴い、これまで講じてきた各種の政策・措置について、見直しを行う。このうち、①患者等への対応と②医療提供体制については 3 月上旬を目途に具体的な方針を示す。
- ①患者等への対応
 - 急激な負担増が生じないよう、入院・外来の医療費の自己負担分に係る一定の公費支援について、期限を区切って継続するこ

ととし、具体的な内容を検討する。

②医療提供体制

- 入院や外来の取扱いについては、原則として、インフルエンザなど他の疾病と同様となることから、幅広い医療機関で新型コロナウイルス感染症の患者が受診できる医療体制に向けて、必要となる感染対策や準備を講じつつ国民の安心を確保しながら段階的な移行を目指す。
- 外来については、位置づけの変更により、幅広い医療機関が新型コロナウイルス感染症の患者の診療に対応する体制へと段階的に移行していく。
- 入院については、位置づけの変更により、現在感染症法の規定を根拠に講じられている入院措置・勧告が適用されないこととなる。幅広い医療機関が新型コロナウイルス感染症の入院患者を受入れ、入院調整も行政が関与するものから個々の医療機関の間で調整する体制へと段階的に移行していく。
- 今後、診療・検査医療機関から広く一般的な医療機関による対応への移行、外来や入院に関する診療報酬上の特例措置や病床確保料の取扱い、重症者等に対する入院調整のあり方、高齢者施設等への検査・医療支援など各種対策・措置の段階的見直しについて、ウィズコロナの取組を更に進め、平時の日本を取り戻していく道筋について具体的な内容の検討・調整を進める。

③サーベイランス

- 感染症法に基づく発生届は終了し、定点医療機関による感染動向把握に移行する。
- ゲノムサーベイランスを継続する。

④基本的な感染対策

- マスクについては、屋内では基本的にマスクの着用を推奨するとしている現在の取扱いを改め、行政が一律にルールとして求めるのではなく、個人の主体的な選択を尊重し、着用は個人の判断に委ねることを基本として検討する。あわせて各個人の判断に資するよう、政府はマスクの着用が効果的な場面の周知を

行う。

マスクの取扱いの検討に関しては感染状況等も踏まえて行い、今後早期に見直し時期も含めその結果を示す。その際、子どもに関して発育・発達の妨げにならないよう配慮が必要であるとの指摘があることに留意する。

- ▶引き続き、効果的な換気や手洗いなどの手指衛生の励行をお願いする。
- ▶感染が大きく拡大している場合には、一時的に場面に応じた適切なマスクの着用を広く呼びかけるなど、より強い感染対策を求めることがあり得る。
- ▶医療機関や高齢者施設でのクラスター防止対策は継続しつつ、できる限り面会の希望が実現できるよう取組をお願いしていく。

⑤ワクチン

- ▶ワクチンについては、感染症法上の位置づけの変更にかかわらず予防接種法（昭和 23 年法律第 68 号）に基づいて実施することとなる。4 月以降、ワクチン接種をどのように行っていくべきか、専門家による検討を行っているが、必要な接種については、引き続き自己負担なく受けられるようにする。

⑥水際措置

- ▶5 類感染症に位置づけられることに伴い、検疫法（昭和 26 年法律第 201 号）上の「検疫感染症」から外れることとなる。

3. 新型コロナウイルス感染症対策本部等の廃止

- 新型コロナウイルス感染症が新型インフルエンザ等感染症に該当しないものとされ、5 類感染症に位置づけられることに伴い、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号。以下「特措法」という。）第 21 条第 1 項の規定に基づき、新型コロナウイルス感染症対策本部は廃止される。

また、政府対策本部が廃止されたときは、特措法第 25 条の規定に基づき、都道府県対策本部についても廃止することとなる。

- 政府対策本部の廃止後においても、感染状況の変化や新たな変異株の発生等に迅速かつ的確に対応するために、必要に応じて、「新型インフルエンザ等対策閣僚会議」（「新型インフルエンザ等対策閣僚会議の開催について」（平成 23 年 9 月 20 日閣議口頭了解））を開催する。

4. 特措法に基づく措置の終了

- 5 類感染症に位置づけられることに伴い、特措法に基づき実施している住民及び事業者等への感染対策に関する協力要請等の各種措置は終了する。

特措法第 24 条第 9 項の規定に基づき、都道府県知事が住民に対して、感染に不安を感じる場合に検査を受ける旨の協力要請を行った場合に実施している一般検査事業は終了する。

特措法に基づき設置された臨時の医療施設の取扱いについては、今後検討し、具体的方針を示す。

- また、5 類感染症に位置づけられることに伴い、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和 3 年 11 月 19 日新型コロナウイルス感染症対策本部決定）についても廃止する。

「コロナ受入病床」及び「宿泊療養施設」の体制について

資料7

高齢者等ハイリスク者の感染拡大に対応するため、**新たなコロナ受入病床を確保し**、一部の**宿泊療養施設に介護機能を付加**した。

コロナ受入病床

令和5年1月13日から「4医療機関」で「21床」を増床し、最大確保病床を「307床」に拡充した。

病院名	入院	
	うち重症	
確保病床数	307	25
徳島大学病院	18	10
県立中央病院	33	5
県立三好病院	46	3
県立海部病院	27	
徳島市民病院	15	1
徳島県鳴門病院	16	1
吉野川医療センター	12	
徳島赤十字病院	22	3
阿南医療センター	15	1
三好市立三野病院	9	
つるぎ町立半田病院	16	
東徳島医療センター	12	1
川島病院	13	
徳島健生病院	2	
博愛記念病院<増床>	10	
杏和医院	7	
稲次病院<新規>	1	
稲山外科内科<新規>	6	
たまき青空病院<新規>	5	
臨時医療施設	22	

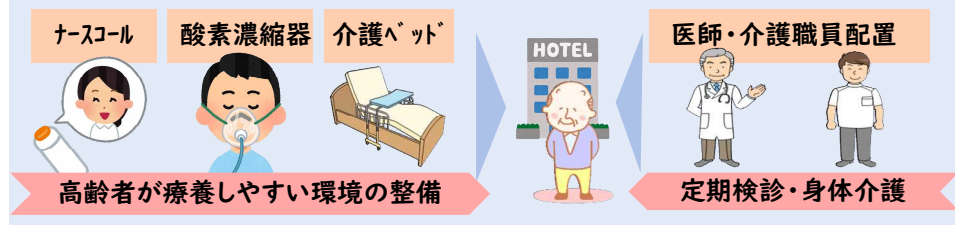
宿泊療養施設

令和5年1月31日から「徳島ワシントンホテルプラザ」の「10室」に「介護機能」を付加した。

宿泊療養施設名	室
確保室数	454
阿波観光ホテル	50
旧徳島県立海部病院	60
徳島ワシントンホテルプラザ	184
(うち介護機能付)	(10)
ビジネスホテルアクセス阿波	40
ビジネスホテルNEXEL鳴門	40
スーパーホテル阿南・市役所前	80

「介護機能」の付加について

普段から「在宅サービス」や「家族の介護」を受けている高齢者を、宿泊療養施設で受け入れることで、**「陽性者家族の負担減」**、**「高齢者の療養環境の向上」**及び**「コロナ受入病床の負荷軽減」**につなげる。



本県においては、「3シーズン」ぶりに季節性インフルエンザ「**流行期**」に入り、感染が継続していることから、新型コロナ同時流行への対策を実施

「抗インフルエンザ薬・タミフル」の無償提供

重症化リスクが高い高齢者等が入所する施設において、インフルエンザの集団感染を防ぐため、入所者や職員の**抗インフルエンザ薬の「予防的服用」**が必要であると医師が判断した場合に、県が「抗インフルエンザ薬・タミフル」を**「無償で提供」**。

⇒2月6日までに、延べ16施設・300人分のタミフル（2,960カプセル）を提供。

新型コロナとインフルエンザ「同時検査キット」の配布

「インフルエンザ『警報』」が発令された場合に、発令された地域に所在する「すべての高齢者入所施設」に対し、県から**新型コロナとインフルエンザの「同時検査キット」**をプッシュ型で配布。

症状のある方のコロナ・インフルの鑑別を行い、インフルエンザが確認された場合は、左欄の取組みに直ちにつなげる。

インフルエンザ流行下においても、高齢者等施設内の集団感染を徹底的に防止し、施設入所者等の命をしっかりと守る。

強化した「戦略的な検査」では、1月31日までに

- ・ **1, 606施設**において、**590, 905回**の検査を実施
- ・ **2, 143人**の陽性者を確認

「施設等への持ち込み防止」や
「感染拡大の早期封じ込め」に
一定の効果！

人流の増加が見込まれる「春休み・年度末」の時期を捉え、**3月中旬より検査を再開**し、
高齢者をはじめ、**重症化リスクの高い方の感染防止**を図る。

○参考:「戦略的な検査」 令和4年11月15日～令和5年1月31日

強化内容	対象施設	<ul style="list-style-type: none"> ○ 新 通所施設(高齢者、障がい者) ○ 新 訪問事業所(高齢者、障がい者) ○ 高齢者施設、障がい者・児入所施設、児童等利用施設 ○ 療養病床を有する病院・有床診療所、精神科病院 	対象施設の拡大
	対象者	<ul style="list-style-type: none"> ○ 施設の全職員【新 委託職員(調理、清掃業務等)】 ○ 新 新規入所者(高齢者施設、障がい者・児入所施設) (入所前後に3回の検査を実施) 	対象者の拡大
	検査回数	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「週3回」の実施(発症間隔が短いオミクロン株対応) 	検査回数の拡大